

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援 重要事項説明書

令和7年4月

1 事業者概要

名 称	社会福祉法人 坂井市社会福祉協議会
所 在 地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電 話 番 号	0776-68-5070
代表者氏名	会 長 関 輝勝
設 立 年 月	平成18年4月1日

2 事業所概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所番号(1830900419)平成26年4月1日指定 指定障害児相談支援事業所番号(1870900428)平成26年4月1日指定
事業の目的	障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業の人員及び運営に関する事項並びに児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従事者が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適正かつ円滑な指定相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	坂井市社会福祉協議会 特定相談支援・障害児相談支援事業所
事業所の所在地	福井県坂井市坂井町下新庄第18号3番地1
電 話 番 号	0776-67-5150
管 理 者 氏 名	奈須田 靖子
事業所の運営方針について	①指定特定相談支援事業並びに指定障害児相談支援事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮し、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総括的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ②事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。 ③事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、坂井市、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。

3 事業実施地域

坂井市全域

4 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝日法による休日及び、12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

5 職員の体制

職種	員数	職務内容
管理者	1名	従業者の管理及び業務の管理
相談支援専門員	1名以上	利用者の生活全般に係る相談、サービス利用計画等の作成及び継続的なモニタリング等

6 主たる対象者

<ul style="list-style-type: none">・身体障害者（肢体不自由・視覚・聴覚言語・内部障害）・知的障害者・精神障害者・障害児（身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童）・難病等対象者
--

7 指定計画相談支援の提供方法及び内容

(1) 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有するものによる支援等適切な手法を通じ行います。

(2) アセスメントの実施

ア 適切な方法により、利用者等の心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者等の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題等の把握を行います。

イ 利用者等の居宅を訪問し、利用者等及びその家族に面接して行います。また、面接の趣旨を利用者等及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ます。

(3) サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び指定地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」といいます。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者等及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量並びに福祉サービス

等を提供する上での留意事項等を記載します。

(4) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めます。

(5) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービス等利用計画を作成し、利用者等及びその家族に対して説明し、文書により利用者等及びその家族の同意を得ます。

(6) 継続的なモニタリングの実施

ア 利用者等及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し、利用者等に面接し、その結果を記録します。

イ モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な相談支援、助言等を行います。

8 利用料金

(1) サービス利用料金

指定特定相談支援・指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から介護給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

事業者が介護給付費額の代理受理を行わない場合は、別紙1に該当する金額をいったん支払いいただきます。

(2) 交通費

坂井市内は無料。通常の事業の実施地域を越えて支援をする場合は、交通費として、坂井市を超えた所から自宅までの往復距離1kmにつき30円をお支払いいただきます。

(3) 利用料金支払い方法

前記の(1)(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、15日までにご請求しますので、翌月25日(北陸銀行のみ22日)までに以下方法でお支払い下さい。

<金融機関口座からの自動引き落とし(ご利用できる金融機関)>

福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、JA福井県、北陸銀行の県内全ての支店・支所と郵便局の全国全ての支店(*特別な事情が無い限り現金扱いはいたしません。)

9 サービスの利用に関する留意事項

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者説明するとともに、利用者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、ご遠慮なく相談ください。

10 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) サービス利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議等の記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務づけられた市町村への通知事項
- (6) 利用者からの苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

11 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故や容態の変化が発生した場合には、速やかに関係市・契約者の家族に連絡して必要な措置を講じます。なお、損害賠償が発生した場合には、あいおい損害保険株式会社の賠償保険「介護保険・社会福祉事業者総合保険」で対処いたします。

12 秘密の保持と個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 個人情報の保護について

事業所は、利用者から予め文書で同意を得た上で、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いるものとします。また、利用者の家族の個人情報についても、同様とします。

事業所は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

13 苦情等の受付

(1) 苦情相談窓口

① サービス提供事業所

坂井市社会福祉協議会 相談支援事業所	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 0776-67-5150 (担当 奈須田) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし、国民の祝日及び振替休日、12月29日から翌年1月3日を除く)
-----------------------	--

② 関係機関

坂井市社会福祉協議会	所在地 坂井市坂井町下新庄第18号3番地1 電話 68-5070 (担当 花房) 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:30 (ただし、国民の祝日及び振替休日、12月29日から翌年1月3日を除く)
------------	--

坂井市社会福祉課	所在地 坂井市坂井町下新庄第1号1番地 電話 50-3041 受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15
福井県運営適正化委員会	所在地 福井市光陽2丁目3番22号 電話 24-2347 受付時間 月曜～金曜 9:00～17:00

(2) 苦情処理の体制及び手順

苦情解決を円滑かつ迅速に行なうため、以下の手順で対応します。

- ① 苦情の受付と記録（電話、面接、メール、FAX等による申し出に対応）
- ② 苦情の連絡（責任者、第三者委員への連絡）
- ③ 苦情の確認と報告（担当者による事実等の確認）
- ④ 話し合いの試み（解決案の提示、意見聴取）
- ⑤ 解決、不解決の結果報告
- ⑥ 事後的手続き（広報等による公表、記録、再発防止策の検討）

1.4 虐待の防止のための措置

本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置

【虐待防止責任者】管理者 奈須田 靖子

- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

1.5 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所では、感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防及びまん延防止の研修・訓練（シュミレーション）の実施

1.6 業務継続計画の策定等

本事業所では、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業の提供を継続的に実施するための計画及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、その計画に従い次の措置を講じます。

- (1) 従業者に対する業務継続計画について周知

- (2) 従業者に対する業務継続計画の必要な研修及び訓練の実施
- (3) 業務継続計画の定期的な見直しと必要に応じた計画の変更

17 ハラスメントについて

本事業所では、事業所で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景として言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記は、当該職員、関係機関の方、利用者及びその家族等が対象となります
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する研修などを実施します。また、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の必要な措置を講じます。

特定相談支援及び障がい児相談支援事業 サービス利用料金

< 計画相談支援費 >

基本報酬	要件		利用料
利用支援（計画作成）	指定サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定	者	16,720円
		児	18,660円
継続サービス利用支援 （モニタリング）	指定継続サービス利用支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定	者	14,080円
		児	15,480円

< 加算 >

加算の種類	要件		利用料
初回加算	・新規に計画作成を行った場合 ・契約日から3ヶ月を超えた日以降、月2回以上訪問による面接を行った場合	者	3,000円
		児	5,000円
主任相談支援専門員配置加算（I）	主任相談支援専門員を配置し、当該事業所及びその他の相談支援事業所の従事者の資質向上のための助言・指導を行った場合		3,000円
入院時情報連携加算	利用者の入院時に利用者情報を入院先の病院等に提供した場合	病院等を訪問 職員と面談	3,000円
		文書等 以外	1,500円
退院・退所加算	利用者の退院退所時に退院施設等から情報収集を行い、計画作成した場合		3,000円
居宅介護支援事業所等連携加算（者）	利用者の介護保険の移行、進学、企業への就職等による障害福祉サービス等の利用終了に伴い、前後の繋ぎ支援を行った場合	文書による情報提供	1,500円
		月2回以上の訪問による面接	3,000円
保育・教育等移行支援等加算（児）		つなぎ先機関の主催会議への参加	3,000円
医療・保育・教育機関等連携加算	障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関と連携を行い、計画作成又はモニタリングを行った場合	面談・会議 計画作成月	2,000円
		面談・会議 モニタリング月	3,000円
		通院同行	3,000円

		文書等による情報提供	1,500円
集中支援加算	基本報酬算定月以外に、支援を提供した場合	月2回以上の訪問による面接	3,000円
		担当者会議の主催	3,000円
		他機関開催の会議参加	3,000円
		通院同行	3,000円
		文書による情報提供	1,500円
サービス担当者会議実施加算	継続サービス利用支援時にサービス担当者会議を開催し、計画変更等の検討をした場合		1,000円
サービス提供時モニタリング加算	利用者が利用するサービス事業所等を訪問し、サービス提供場面を確認し、記録した場合		1,000円
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	強度行動障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員が強度行動障害児者に対して相談支援を行う場合		600円
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	精神障害者支援研修を修了した相談支援専門員が病院や訪問看護との連携体制が構築し、精神障害者に対して相談支援を行う場合		600円
要医療児者支援体制加算（Ⅰ）	医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員が医療的ケア児者に対して相談支援を行う場合		600円
高次脳機能障害者支援体制加算（Ⅰ）	高次脳機能障害者養成研修を修了した相談支援専門員が高次脳機能障害を有する利用者に相談支援を行う場合		600円
利用者負担上限額管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合		1,500円
特別地域加算	中山間地域等に居住している者に対してサービス提供が行われた場合	所定単位数の100分の15	
遠隔地訪問加算	特別地域に所在し、事業所間に距離がある利用者の居宅、病院等その他機関を訪問した場合		3,000円

<その他の料金>

交通費	通常の事業の実施地域を越えて支援をする場合は、交通費として、坂井市を超えた所から自宅までの往復距離	1kmにつき	30円
-----	---	--------	-----